

第71期 定時株主総会

招集ご通知



開催日時

2022年6月24日（金曜日）

午前10時（受付開始時刻は午前9時となります。）



開催場所

大阪市中央区上本町西一丁目2番16号

当社5階会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）



決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）6名選任
の件

第4号議案 監査等委員である取締役3
名選任の件

●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席をお控えいただくこともご検討ください。

●株主総会にご出席される株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

●今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichiden.com/>）に掲載させていただきます。

目次

■ 第71期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	6
連結計算書類	23
計算書類	35
監査報告書	43
■ 株主総会参考書類	48

証券コード 9902
2022年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区上本町西一丁目2番16号
株 式 会 社 日 伝
代 表 取 締 役 福 家 利 一
社 長 執 行 役 員

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席をお控えいただくこともご検討ください。

なお、議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに書面又はインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時となります。)
2. 場 所 大阪市中央区上本町西一丁目2番16号 当社5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第71期（自 2021年4月1日）
（至 2022年3月31日）事業報告の内容及び連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（自 2021年4月1日）
（至 2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nichiden.com/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に鑑み、本総会につきましては、株主の皆様の安全を第一に考え、以下のとおりお願いいたしたくご案内申し上げます。

1. 株主総会会場におきましては、マスクの着用や消毒液の使用、非接触方式の検温等にご協力をお願い申し上げます。また、体調不良と見受けられる株主様には、本株主総会運営スタッフよりお声掛けさせていただき、入場をお控えいただく場合がございます。
2. 本総会会場内の座席は間隔を空けた配置とさせていただきます。
3. 当社取締役及び本株主総会運営スタッフはマスク等を着用して対応させていただきます。
4. 本株主総会当日におきましては、議事の時間を短縮し、会場における報告事項及び議案の詳細な説明は短縮させていただく場合があります。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
5. 今後の状況により、上記内容を含め、本総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.nichiden.com/>) においてお知らせいたしますので、ご確認をお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートホン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号・第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

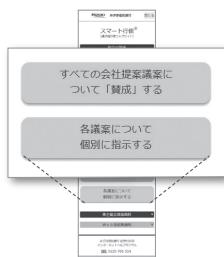
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

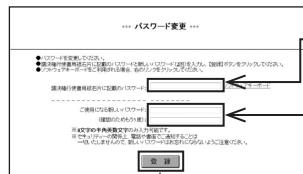
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症第6波の発生等もありましたが、製造業生産の持ち直しも見られ、景気の回復基調が継続いたしました。その後、年度後半にかけ勃発したロシアによるウクライナ侵攻の長期化が、原燃料価格の高騰や部品供給の停滞を加速させており、欧州経済及び世界経済の下押し圧力となっております。

当社グループを取り巻く機械器具関連業界におきましては、半導体関連業界の好調が続き、その他製造業においても合理化に向けた設備投資需要が底堅く推移いたしました。コロナ禍での経済活動の在り方についても様々な工夫がみられ、脱炭素やデジタル化対応等への投資意欲も健在ではありますが、欧州の混乱に起因した国内企業へのサイバー攻撃による工場の製造停止等、新たな懸念材料もあり、予測の難しい状況が続いております。

このような状況の下、2021年度を初年度とする第3次中期経営計画『*New Dedication 2023*』～新たな貢献へ～を策定し、継続的な成長と持続可能な社会の実現に取り組んでまいりました。

具体的には、SDGs推進を切り口とした新たなソリューション提案や、Webを活用した情報の提供・収集などにより、ユーザー様の課題解決に向けた取り組みを進めております。さらに年明けからは、コロナ対策を徹底した上で、1月には「スマート工場EXPO：DX化を阻む4つの課題をスッキリ解決」、3月には「国際ロボット展：ロボット導入を阻む課題をスッキリ解決」のリアル展示会への出展も再開いたしました。

また、製品リードタイムが長期化する中でも当社の強みである物流機能を活かし、在庫の拡充に取り組むことで、お取引先への供給責任を果たしてまいりました。

設備面では、2021年9月に戦略的在庫の拡充及び西部地区のデリバリー機能を強化するため、西部物流センターを大阪府門真市へ新築移転いたしました。また、同センター内に新たな営業拠点として門真営業所を開設し、より地域に密着した営業展開を図る取り組みを行っております。

この結果、当連結会計年度におきましては、売上高1,239億6千4百万円（前年同期比20.6%増）、営業利益55億2百万円（前年同期比39.5%増）、経常利益60億8千2百万円（前年同期比45.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、42億4千5百万円（前年同期比49.4%増）と増収増益となりました。

商品別の連結売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

区 分	売 上 高	構 成 比
動 力 伝 導 機 器	53,845百万円	43.4%
産 業 機 器	27,958	22.6
制 御 機 器	42,160	34.0
合 計	123,964	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は2,714百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
新西部物流センター（2021年9月）
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
東大阪営業所ビル改修（2022年9月稼働予定）、新八日市支店新築（2022年9月稼働予定）、新小牧営業所改修（2022年10月稼働予定）
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金により充当し、増資あるいは社債の発行による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが事業を展開するモノづくりのマーケットでは、多様で複雑な課題への対応が求められております。将来にわたり「なくてはならない企業・日伝」であり続けるために、第72期は第3次中期経営計画『New Dedication 2023』の2年目として、当初策定した以下の重点施策を着実に推進し取り組んでまいります。

重点施策

●市場戦略

- ・パートナーとの協働
- ・地域に応じた戦略
- ・成長市場でのビジネス拡大

●コーポレート戦略

- ・BCP運用
- ・グループガバナンスの強化
- ・SDGs推進
- ・DX推進
- ・人財育成・投入
- ・新ビジネスの具現化
- ・M&Aによる技術力・付加価値補完

これらの取り組みによって、将来にわたり「なくてはならない企業・日伝」を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 68 期	第 69 期	第 70 期	第 71 期 (当期)
	自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日	自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日	自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日
売 上 高 (百万円)	124,604	112,334	102,751	123,964
経 常 利 益 (百万円)	6,774	5,382	4,176	6,082
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,548	3,467	2,841	4,245
1株当たり当期純利益 (円)	144.82	110.41	90.48	135.20
総 資 産 (百万円)	104,805	102,752	112,024	120,560
純 資 産 (百万円)	75,520	76,692	80,314	83,307

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
岡崎機械株式会社	21百万円	100%	木工用機械等の産業機器の販売
日伝国際貿易(上海)有限公司	250万US\$	100%	動力伝導機器等の販売

(7) 主要な事業内容

当社グループは、動力伝導機器、産業機器、制御機器の販売を主な事業としており、仕入先メーカーにより最新技術を駆使して開発される多種多様な商品をはじめ、その先端技術情報を提供しております。

主要な取扱商品は次のとおりであります。

動力伝導機器	減速機、変速機、チェーン伝導用品、ベルト伝導用品、歯車伝導用品、カップリング、その他伝導関連商品、ベアリング、直動機器、ベアリングユニット、その他軸受関連商品、金属材料、合成材料、セラミック、新素材
産業機器	コンベヤ、運搬機器、振動機、昇降揚重機、保管関連機器、搬送システム、構造用システム機器、包装・梱包システム機器、その他荷役・運搬・搬送関連商品、モータ、環境機器、ファン、集塵・洗浄機器、ポンプ、その他機械器具・工具関連商品
制御機器	油圧機器、空圧機器、真空機器、ホース、チューブ、継手、シーケンサ、表示器、アクチュエータ、センサ、スイッチ、エンコーダ、画像処理、測定機器、計測機器、盤用機器、ロボット、ナットランナ、メカトロパーツ、配管機材、通信・ネットワーク機器、無停電電源装置、その他制御機器関連商品

(8) 主要な事業所

① 当社

本社事務所	大阪市中央区上本町西一丁目2番16号
支店	東京、名古屋、大阪、九州(福岡市)
営業所	札幌、北上、仙台、郡山、新潟、水戸、小山、高崎、埼玉(さいたま市)、上田、千葉、横浜、南関東(海老名市)、西東京(福生市)、富山、北陸(金沢市)、松本、静岡、浜松、豊橋、岡崎、刈谷、小牧、鈴鹿、八日市(東近江市)、滋賀(栗東市)、京都、門真、東大阪、堺、神戸、姫路、岡山、福山、広島、四国(高松市)、北九州、熊本
物流センター	東部(久喜市)、中部(小牧市)、西部(門真市)、東大阪(東大阪市)
その他	テクノセンター(東大阪市)

(注) 2021年9月西部物流センター新築移転に伴い、同センター内に門真営業所を新設いたしました。また、旧西部物流センターは「東大阪物流センター」に改称いたしました。

② 子会社

岡崎機械株式会社	岡山県倉敷市
日伝国際貿易(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
950名	24名増

(注) 使用人数は就業人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
872名	19名増	38.0歳	13.2年

(10) 主要な借入先

該当事項はございません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 126,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 31,403,458株 (自己株式482,542株を除く。)
 (3) 株主数 5,898名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日伝共栄会	3,790千株	12.07%
日伝仕入先持株会	2,303	7.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,850	5.89
株式会社利双企画	1,700	5.41
株式会社百十四銀行	982	3.12
日伝従業員持株会	948	3.02
西木進	917	2.92
西木利彦	840	2.67
有限会社ニシキ興産	747	2.38
株式会社みずほ銀行	700	2.22

(注) 持株比率は自己株式(482,542株)を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西木利彦	取締役会長	
福家利一	代表取締役 社長執行役員	
岡本賢一	代表取締役 専務執行役員 営業部門統括 兼 東部ブロック長 兼 中部ブロック担当	
寒川睦志	取締役 常務執行役員 管理本部長	岡崎機械株式会社取締役
佐々木一	取締役 上席執行役員 西部ブロック長	
森田淳二	取締役 上席執行役員 営業推進本部長	
檜垣泰雄	取締役 (常勤監査等委員)	
古田清和	取締役 (監査等委員)	公認会計士 甲南大学共通教育センター教授
川上勝	取締役 (監査等委員)	税理士 川上会計事務所所長
寺嶋康子	取締役 (監査等委員)	キャリアコンサルタント オフィステラ 代表

- (注) 1. 取締役 (常勤監査等委員) 吉田富一氏は2021年6月25日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
2. 檜垣泰雄氏は2021年6月25日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって取締役 (監査等委員を除く) を任期満了により退任し、同総会において新たに取締役 (監査等委員) に選任され、就任いたしました。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、檜垣泰雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) 古田清和、川上勝及び寺嶋康子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、古田清和、川上勝及び寺嶋康子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 (常勤監査等委員) 檜垣泰雄氏は、当社の経営企画部門に長年在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 (監査等委員) 古田清和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 (監査等委員) 川上勝氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 経営の監督機能と業務執行機能の分離を図ることにより、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を推進し、ガバナンス体制の強化を図ることを目的として、委任型の執行役員制度を導入しております。

なお、2022年4月1日付の上表以外の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	漆 間 哲 夫	営業推進部長
執行役員	細 川 幸 明	中部ブロック長
執行役員	山 口 喜久一	経営企画本部 情報戦略・DX推進担当
執行役員	仙 波 幹 雄	中部MEシステム部長
執行役員	中 西 章 人	東部MEシステム部長
執行役員	大 石 一 実	海外部長
執行役員	大 島 教 弘	総務部長
執行役員	杉 江 広 樹	経営企画本部長 兼 経営企画部長
執行役員	福 島 仁 士	社長特命事項担当 兼 西部MEシステム部担当
執行役員	和 田 竹 志	九州地区担当 兼 九州支店長
執行役員	楠 慶 哲	人事部長
執行役員	西 木 邦 治	エンジニアリング部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社の取締役、執行役員及び子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し保険料は全額当社が負担しております。その内容は、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	259 (-)	216 (-)	42 (-)	7 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36 (21)	35 (21)	1 (0)	5 (3)
合計 （うち社外役員）	296 (21)	252 (21)	43 (0)	12 (3)

- (注) 1. 報酬等の額には当事業年度に未払役員賞与として費用処理した14百万円（取締役7名）が含まれております。
2. 業績連動報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬になるよう、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（各連結会計年度の売上高、営業利益の予算達成状況や前年実績比）に応じて算出しております。
なお、当連結会計年度の実績につきましては、連結売上高は1,239億円、連結営業利益は55億円となっております。
3. 当社の監査等委員会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各人毎の報酬等の額について、報酬額の算定方法等を確認し、検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（各事業年度の売上高、営業利益の予算達成状況や前年実績比）に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

③非金銭報酬等に関する事項

該当事項は採用しておりません。

④取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第67期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております。当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち、社外取締役は1名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第67期定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

⑤取締役の個人別の報酬等内容に係る決定方針に関する事項

・取締役の個人別の報酬等内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月26日開催の取締役会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）並びに社外取締役2名と代表取締役 社長執行役員で構成される指名報酬委員会の設置を決議しております。

決定方針の内容の概要については以下のとおりであり、その決定方針は社外取締役を委員長とする指名報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決議することとしております。

・決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与で構成しております。

このうち基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、使用人給与の最高水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。業績連動としての賞与は、前記「②業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。

取締役（監査等委員）の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額範囲内で支給するものとし、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の種類別の割合

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合の方針については定めておりません。

⑦当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会においてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

⑧取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、固定報酬、業績連動報酬共に、株主総会決議及びあらかじめ定められた報酬内規に基づく算出方法の範囲内で、代表取締役社長執行役員に個人別の具体的な内容の決定を委任することとしております。

代表取締役社長執行役員に委任をした理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当、職責の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適しているからであります。

取締役会から委任を受けた代表取締役社長執行役員が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、前記「④取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項」に記載の決議内容に従うことを前提に、取締役会が指名報酬委員会に原案を諮問し、答申を得たうえで、代表取締役社長執行役員がその答申内容に従って決定するものとしております。

なお、当事業年度におきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、代表取締役社長執行役員 福家利一氏に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を一任しております。

(5) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員）

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 古田清和 公認会計士

(監査等委員)

甲南大学共通教育センター教授

同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

取締役 川上 勝 税理士

(監査等委員)

川上会計事務所所長

同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

取締役 寺嶋康子 キャリアコンサルタント

(監査等委員)

オフィステラ 代表

同氏の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

- ② 社外取締役に期待される役割の概要並びに当事業年度における主な活動状況
- 取締役 古田清和 (監査等委員) 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、また監査等委員会12回のうち12回に出席しております。
公認会計士として長年の業務経験による幅広い見識をもって、社外取締役の立場から多角的視点での助言・提言を通じて当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化という役割を期待しております。
当事業年度においては、指名報酬委員会の委員として経営幹部の指名及び報酬に関する取締役会への答申について提言をいただいております。
- 取締役 川上 勝 (監査等委員) 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、また監査等委員会12回のうち12回に出席しております。
税理士として長年の業務経験による幅広い見識をもって、社外取締役の立場から多角的視点での助言・提言を通じて当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化という役割を期待しております。
当事業年度においては、指名報酬委員会の委員長として経営幹部の指名及び報酬に関する取締役会への答申を主導いただいております。
- 取締役 寺嶋康子 (監査等委員) 当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、また監査等委員会12回のうち12回に出席しております。
キャリアコンサルタントとして人財育成について精通し、各企業において社員教育の指導に努めるなどの豊富な経験と知見をもって、社外取締役の立場から多角的視点での適切なアドバイスを通じて人財育成面や当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化という役割を期待しております。
当事業年度においては、女性活躍推進についての提言をいただくなど当社の女性キャリア支援の一層の強化に貢献いたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 27百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内との関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査項目別の監査時間及び監査報酬、過年度の監査計画と実績、当事業年度の監査時間及び報酬額等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合のほか、より適切な監査を行うために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備し、運用することが、社会的責任を果たし、企業価値を向上させていく上での重要な経営の責務であると認識し、会社法及び会社法施行規則に基づき以下の内部統制システムを構築してまいります。

また、当社グループ内外の環境の変化に応じ、将来にわたり、より適切な内部統制システムを構築、運営すべく努力してまいります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社グループは、当社グループの社会的責任を全うし、永続的に発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、「行動憲章」を制定し、すべての取締役及び使用人が高い倫理観に基づいて行動し、ステークホルダーから信頼される経営体制を確立する。

- ii. 当社グループの法令、定款及び社内規則を遵守するための体制を決定するにあたり、当社は、経営企画部を中心として検討された内部統制システムの整備方針・計画を取締役会が決定する。
- iii. 当社の監査等委員会は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、当社グループの取締役の職務執行を監査・監督する。
- iv. 当社の監査室及び経営企画部は、当社グループの内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、また、その整備方針・計画の実行状況を監視・監督する。
- v. 当社の経営企画部は、コンプライアンスに関する規程の整備や研修の定期的実施により、「行動憲章」を周知徹底し、当社グループの取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- vi. 当社グループは、事業に適用される法令等を認識し、その内容を関連各部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する体制を整備する。
- vii. 当社グループは、「内部通報制度」に基づき、「行動憲章」を逸脱する行為を知り、また、そのリスクを発見した場合に直接取締役及び使用人から連絡・相談を受けるための通報者保護を徹底した内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正を行う体制を構築する。
- viii. 上記体制の確立及び推進により、当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 当社は、法令及び「文書管理規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報、文書等を定められた期間保存を行うとともに、取締役がこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
- ii. 当社は、「情報管理規程」などの社内規程に基づき、前号の記録及び文書、また、当社の機密情報及び個人情報外部に漏洩しないよう、安全かつ堅牢な情報管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを認識し、評価する仕組みを整備することにより、リスクを予防し、有事における損失を最小限に抑える。
- ii. 当社は、リスク管理の実効性を確保するために、代表取締役 社長執行役員を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針及び施策を総合的に検討する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスク毎に担当部署を定め、定期的に対処策の見直しを行う。

- iii. 「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて検討された結果は、経営企画部が取り纏め、経営企画部長より取締役会に報告するとともに、不測の事態が発生した場合には、社内規程に基づき、迅速に対応し損害の極小化に努める。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、当社の社内外の環境変化に迅速に対応する。経営計画達成のため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図るとともに、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
 - ii. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、決議及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制等
- i. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の事業状況、財務状況その他の重要な情報などについて報告を求め、その事項について承認を行うものとする。
 - ii. 当社は、当社子会社のリスク管理について定める規程を整備し、当社グループ全体のリスクについて網羅的・総括的に管理する。
 - iii. 当社は、当社子会社の社内規程において適切な職務権限と責任の明確化を図り、予算制度に基づき、明確な目標を定め、予算実績管理を実施することで、当社グループの業務執行の効率性を確保する。
 - iv. 当社は、監査室が当社子会社に対し内部監査を実施し、その結果に基づき、当社子会社の内部統制の有効性と妥当性を適時に評価する。
 - v. 当社は、「コンプライアンス行動ガイドブック」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、教育や研修を通じて当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
 - vi. 当社は、当社子会社の役員として当社の役員又は使用人を派遣し、経営のモニタリングを行うことで、当社グループのガバナンスの強化を図る体制を整備する。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を、監査室に所属する使用人及び各ブロック総務課に所属する使用人とし、当該部署の業務と兼務させることができるものとする。当該使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとする。

- ii. 当社は、前号以外に、監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の業務補助のための専任スタッフを置くことができるものとする。専任のスタッフを置いた場合には、他の業務を一切兼務させないこととする。
 - iii. 監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフの人事異動については、監査等委員会と取締役が事前に協議するものとする。
- ⑦当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制
- i. 監査等委員は、取締役会のほか必要に応じて会議体に出席することにより、監査等委員会として、監査の実効性を確保するとともに、重要な事項の報告を受ける体制をとる。
 - ii. 当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人及び当社子会社の監査役は、会社経営や、コンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項及び内部統制に関する事項を含む事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、速やかに監査等委員会に報告する。
 - iii. 当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人及び当社子会社の監査役は、内部統制上の問題が発見された場合や当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
 - iv. 当社の「関係会社管理規程」に定める関係会社管理業務の責任者は、当社グループの取締役、使用人又は当社子会社の監査役から、法令及び規程に定められた事項、報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。
 - v. 監査等委員会への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑧監査等委員の職務の執行について生ずる費用などの処理に係る方針
- i. 「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会は、監査の方針・監査の計画・監査の方法及び監査費用の予算などについて決議する。
 - ii. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に関して、費用の前払い又は償還の請求があった場合は、当該請求に係る費用などが当該監査等委員の職務の執行について生じたものでないと証明しうる場合を除き、これに応じる。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 当社においては、代表取締役と監査等委員会が、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開くこととする。

- ii. 監査等委員会は、監査職務を効率的、効果的に行うため、会計監査人及び監査室と緊密に連携し相互補完することとする。
- iii. 当社においては、監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の利用を図れる環境を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス推進活動といたしましては、「コンプライアンス行動ガイドブック」を当社及び当社子会社に配布するとともに、新入社員研修や社内Webシステム上の「コンプライアンスルーム」を通じて啓蒙活動を積極的に行いました。また、毎年11月を「コンプライアンス推進月間」と定め全社員の意識を高める活動を行ってまいりました。

② リスク管理に関する取り組み

当社「リスク管理規程」に基づき、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を当事業年度2回開催し、当社及び当社子会社の横断的なリスク管理活動を統括するとともに、当社グループ全体のリスク管理体制が有効に機能していることを確認しております。

③ 子会社管理に関する取り組み

取締役会における各子会社取締役からの定期的な報告等に加え、当社「関係会社管理規程」に基づいた取締役会、経営会議への付議等を通じ、子会社から随時必要な事項の報告を受けております。また、監査等委員会及び監査室は子会社への監査も実施しており、当社グループ全体を通じ適正に職務を執行できる体制としております。

④ 監査等委員会の監査への取り組み

取締役会での監督に加え、監査等委員会を当事業年度12回開催し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行が法令及び定款に適合していることを確認しました。また、当社常勤の監査等委員は、経営会議や重要な社内会議に出席し、実効的な監査に必要な情報の報告を随時受けております。監査等委員会においてこれらの情報を社外の監査等委員と共有することで、客観かつ公平な視点も備えた実効性のある監査を実施しました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%以上、1株当たりの配当金15円を下限として実施することを基本方針としております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	81,496	流 動 負 債	28,974
現金及び預金	16,142	支払手形及び買掛金	12,176
受取手形	5,491	電子記録債務	12,265
売掛金	17,902	リース債務	437
契約資産	622	未払法人税等	1,395
電子記録債権	16,274	契約負債	385
有価証券	11,406	賞与引当金	514
商品及び製品	13,004	その他	1,798
仕掛品	21	固 定 負 債	8,277
原材料及び貯蔵品	25	リース債務	5,312
その他	618	繰延税金負債	2,096
貸倒引当金	△12	退職給付に係る負債	84
固 定 資 産	39,063	その他	784
有形固定資産	18,923	負 債 合 計	37,252
建物及び構築物	4,270	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	1,307	株 主 資 本	77,512
土地	7,065	資本金	5,368
リース資産	5,356	資本剰余金	7,283
建設仮勘定	695	利益剰余金	65,533
その他	228	自己株式	△672
無形固定資産	1,060	その他の包括利益累計額	5,795
ソフトウェア	1,015	その他有価証券評価差額金	5,682
その他	44	為替換算調整勘定	112
投資その他の資産	19,079	純 資 産 合 計	83,307
投資有価証券	17,620	負 債 純 資 産 合 計	120,560
繰延税金資産	26		
その他	1,433		
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	120,560		

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	123,964
売上原価	105,966
売上総利益	17,998
販売費及び一般管理費	12,495
営業利益	5,502
営業外収益	790
受取利息及び受取配当金	231
仕入割引	347
為替差益	119
その他	91
営業外費用	210
支払利息	178
その他	31
経常利益	6,082
税金等調整前当期純利益	6,082
法人税、住民税及び事業税	1,918
法人税等調整額	△81
法人税等合計	1,837
当期純利益	4,245
親会社株主に帰属する当期純利益	4,245

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,368	7,283	62,544	△672	74,523
当期変動額					
剰余金の配当			△1,256		△1,256
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,245		4,245
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	2,989	△0	2,989
当期末残高	5,368	7,283	65,533	△672	77,512

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,789	1	5,790	80,314
当期変動額				
剰余金の配当				△1,256
親会社株主に帰属する 当期純利益				4,245
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△106	110	4	4
当期変動額合計	△106	110	4	2,993
当期末残高	5,682	112	5,795	83,307

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

岡崎機械株式会社、日伝国際貿易（上海）有限公司

② 非連結子会社の名称等

株式会社空間洗浄 L a b.、エヌピーエーシステム株式会社、
NICHIDEN TRADING (Thailand) Co.,Ltd.、NICHIDEN (Thailand) Co.,Ltd.、
NICHIDEN VIET NAM CO.,LTD、NICHIDEN USA Corporation

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社6社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社空間洗浄 L a b.（非連結子会社）

エヌピーエーシステム株式会社（非連結子会社）

NICHIDEN TRADING (Thailand) Co.,Ltd.（非連結子会社）

NICHIDEN (Thailand) Co.,Ltd.（非連結子会社）

NICHIDEN VIET NAM CO.,LTD（非連結子会社）

NICHIDEN USA Corporation（非連結子会社）

株式会社プロキュバイネット（関連会社）

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれもそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である岡崎機械株式会社、日伝国際貿易（上海）有限公司の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株……時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法等以外のもの均法により算定）

市場価格のない株……移動平均法による原価法

式等

なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

b 棚卸資産

商品及び製品、原材料……主に移動平均法による原価法、一部商品については個別法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……個別法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

b 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

c 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

d リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a 商品販売に係る収益認識

当社グループは、主に動力伝導機器・産業機器・制御機器等の機械設備及び機械器具関連商品等の販売を行っております。このような商品販売につきましては、商品に対する支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務が充足されますが、当社グループでは「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

b 代理人取引に係る収益認識

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

c 工事契約に係る収益認識

一定の期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、期間のごく短い工事契約は完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

- ・従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から減額しております。
- ・顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。
- ・一定の期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、期間のごく短い工事契約は完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書において、売上高は2,287百万円増加、売上原価は2,443百万円増加、営業利益は156百万円減少、営業外費用は284百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ128百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は「契約負債」として表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

また、「6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産 13,051百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。保有している商品等が営業循環過程から外れた場合には、その収益性の低下の事実を適切に反映させるために、一定期間ごとに評価損率を設定し、帳簿価額を切下げる方法により評価損を計上しております。棚卸資産の評価はその性質上判断を伴うものであり、当社グループでは商品等の過去の販売実績等が将来の期間においても継続すると仮定して商品等の将来の販売可能性を見積もっております。そのため、将来における景気等の市場経済を取り巻くさまざまな外部要因や著しい技術革新等によって棚卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 26百万円 (純額)

(相殺前の繰延税金資産の金額は2,086百万円)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、過去及び当期における課税所得及び当連結会計年度末における近い将来の経営環境の変化の見込みに基づいて繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。その結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異の各項目の金額に実効税率を乗じて繰延税金資産の金額を算出しております。当社グループでは、過去及び当期における課税所得の金額及び近い将来の経営環境に大きな変化がないと仮定して繰延税金資産の回収可能性を検討しております。繰延税金資産の回収可能性の有無の判定はその性質上判断を伴うものであり、将来における市場経済等のさまざまな外部要因によって変動し、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産に関する事項

① 担保に供している資産	
投資有価証券	2,986百万円
② 担保に係る債務	
仕入債務	1,317百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	8,620百万円
(3) 受取手形裏書譲渡高	65百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,886,000	—	—	31,886,000

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,256	40.00	2021年3月31日	2021年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月24日開催の第71期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,041	65.00	2022年3月31日	2022年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、将来の事業活動に備えた資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程などに沿ってリスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業との業務に関連する株式及び譲渡性預金等であり、市場価格のある株式等については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形、買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日のものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は設備投資に必要な資金調達を目的としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価	差額
①有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	8,253	8,190	△63
その他有価証券	10,609	10,609	－
②リース債務	(5,749)	(5,705)	△44

※1 負債に計上されているものについては、()で示しております。

※2 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3 「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「有価証券（譲渡性預金）」「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※4 市場価格のない株式等は、「①有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	49
投資事業組合出資	114
合 計	163

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	10,599	—	—	10,599
その他（投資信託）	9	—	—	9
資産計	10,609	—	—	10,609

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	—	8,190	—	8,190
資産計	—	8,190	—	8,190
リース債務	—	5,705	—	5,705
負債計	—	5,705	—	5,705

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①有価証券及び投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

②リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
商品区分別に分解した売上高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

商品区分	当連結会計年度
動力伝導機器	53,845
産業機器	27,958
制御機器	42,160
顧客との契約から生じる収益	123,964
その他の収益	—
外部顧客への売上高	123,964

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約による履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づいて認識した収益に関連するものであります。当該契約資産は顧客の検収を受けたのち、請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は77百万円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,652円83銭
(2) 1株当たり当期純利益 135円20銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		79,333	流動負債		28,242
現金及び預金		15,236	電子記録債権		12,048
受取手形		5,465	買掛金		11,875
売掛資産		17,305	リース債権		436
電子記録債権		622	未払金		345
有価証券		16,253	未払費用		251
商貯蔵品		11,406	未払法人税等		1,334
前払費用		12,574	契約負債		258
前受収入		20	前受り		86
未収収入		205	賞与引当金		0
そ の 他 金		88	そ の 他		514
貸倒引当金		21	固定負債		8,114
		120	リース債権		5,310
		24	繰延税金負債		2,020
		△11	そ の 他		784
固定資産		39,325	負債合計		36,356
有形固定資産		18,745	純資産の部		
建物		4,130	株主資本		76,623
構築物		115	資本金		5,368
機械装置		1,284	資本剰余金		7,283
車両運搬具		0	資本準備金		6,283
工具、器具及び備品		225	その他資本剰余金		1,000
土地		6,940	自己株式処分差益		1,000
建物		5,353	利益剰余金		64,644
建設仮勘定		695	利益準備金		587
無形固定資産		1,055	その他利益剰余金		64,057
ソフトウェア		1,010	固定資産圧縮積立金		386
その他		44	別途積立金		50,500
投資その他の資産		19,524	繰越利益剰余金		13,171
投資有価証券		17,596	自己株式		△672
関係会社株		847	評価・換算差額等		5,678
関係会社出資		16	その他有価証券評価差額金		5,678
長期貸付金		420			
更生債権		29	純資産合計		82,301
長期前払費用		0	負債純資産合計		118,658
敷金・保証金		16			
そ の 他 金		581			
貸倒引当金		16			
		△0			
資産合計		118,658			

損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		119,819
売上原価		102,646
売上総利益		17,172
販売費及び一般管理費		11,973
営業利益		5,199
営業外収益		755
受取利息及び配当金	175	
仕入割引	346	
為替差益	100	
その他	132	
営業外費用		210
支払利息	178	
その他	31	
経常利益		5,744
税引前当期純利益		5,744
法人税、住民税及び事業税		1,851
法人税等調整額		△126
当期純利益		4,020

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	386	49,500	11,407	61,880
当期変動額									
別途積立金の積立							1,000	△1,000	－
剰余金の配当								△1,256	△1,256
当期純利益								4,020	4,020
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,000	1,763	2,763
当期末残高	5,368	6,283	1,000	7,283	587	386	50,500	13,171	64,644

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△672	73,859	5,788	5,788	79,647
当期変動額					
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△1,256			△1,256
当期純利益		4,020			4,020
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△110	△110	△110
当期変動額合計	△0	2,763	△110	△110	2,653
当期末残高	△672	76,623	5,678	5,678	82,301

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び
関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に式等以外のものより算定）

市場価格のない株……移動平均法による原価法
式等

なお、投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……移動平均法による原価法、一部商品については個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法によっており、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a 商品販売に係る収益認識

当社は、主に動力伝導機器・産業機器・制御機器等の機械設備及び機械器具関連商品等の販売を行っております。このような商品販売につきましては、商品に対する支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務が充足されますが、当社は「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

b 代理人取引に係る収益認識

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

c 工事契約に係る収益認識

一定の期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、期間のごく短い工事契約は完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

- ・従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から減額しております。
- ・顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。
- ・一定の期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、期間のごく短い工事契約は完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の損益計算書において、売上高は2,287百万円増加、売上原価は2,443百万円増加、営業利益は156百万円減少、営業外費用は284百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ128百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産 12,595百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記（重要な会計上の見積り）（1）棚卸資産の評価 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載されている内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 ー百万円（純額）

（相殺前の繰延税金資産の金額は2,043百万円）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記（重要な会計上の見積り）（2）繰延税金資産の回収可能性 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載されている内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産に関する事項

① 担保に供している資産

投資有価証券

2,986百万円

② 担保に係る債務

仕入債務

1,317百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

8,422百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高

65百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（貸借対照表に別掲しているものを含む。）

① 短期金銭債権

573百万円

② 短期金銭債務

23百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

(1) 売上高

1,309百万円

(2) 仕入高

74百万円

(3) 販売費及び一般管理費

10百万円

(4) 営業取引以外の取引高

1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	482,514	28	—	482,542

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り28株による増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	83百万円
未払事業所税	4百万円
未払社会保険料	33百万円
賞与引当金	157百万円
リース債務	1,412百万円
投資有価証券評価損	116百万円
その他	269百万円
繰延税金資産小計	2,077百万円
評価性引当額	△33百万円
繰延税金資産合計	2,043百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	△2,503百万円
固定資産圧縮積立金	△170百万円
リース資産	△1,390百万円
繰延税金負債合計	△4,064百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△2,020百万円

8. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,620円78銭
(2) 1株当たり当期純利益	128円01銭

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 日 伝
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日伝の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日伝及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 日 伝
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日伝の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社	日	伝	監査等委員会
常勤監査等委員	檜	垣	泰雄 ㊟
監査等委員	古	田	清和 ㊟
監査等委員	川	上	勝 ㊟
監査等委員	寺	嶋	康子 ㊟

(注) 監査等委員 古田清和、川上勝、寺嶋康子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、継続して配当を行い、株主の皆様への利益還元を努めることを基本方針としております。また内部留保につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えたいと考えております。配当政策につきましては、基本方針をより明確にするため、連結配当性向30%以上、1株当たりの配当金15円を下限として実施することを2019年3月4日の取締役会で決議しております。

第71期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当社の基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案した上で、株主の皆様のご支援、ご期待にお応えするため次のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当55円に設立70周年記念配当10円を加え65円といたします。

なお、この場合の配当総額は、2,041,224,770円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日といたします。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

1,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 現行定款第2条（目的）について、当社の事業領域拡大に伴い、今後の工事関連の事業展開に備えるため変更案のとおり事業目的の追加を行い、あわせて所要の整備を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款一部変更は、附則第3条第1項に定める内容を除き本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ＜条文省略＞	第1条 ＜現行どおり＞
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 　＜現行どおり＞
1.～7. 　＜条文省略＞	1.～7. 　＜現行どおり＞
＜新　設＞	8. 　　　防水工事業
<u>8.～15.</u> ＜条文省略＞	<u>9.～16.</u> ＜現行どおり＞
第3条 ～ 第14条 ＜条文省略＞	第3条 ～ 第14条 ＜現行どおり＞

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>＜新 設＞</p> <p>第16条 ～ 第36条</p> <p>附則 第1条 ～ 第2条</p> <p>＜条文省略＞</p> <p>＜条文省略＞</p>	<p>＜削 除＞</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条 ～ 第36条</p> <p>附則 第1条 ～ 第2条</p> <p>＜現行どおり＞</p> <p>＜現行どおり＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="352 155 508 182"><新 設></p>	<p data-bbox="765 155 1357 447"><u>第3条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="825 455 1357 632">2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="825 639 1357 780">3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の取締役候補者は、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会において検討がなされた結果、相当である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	にし き とし ひこ 西木利彦 (1943年12月14日生)	1968年3月 当社入社 1973年2月 取締役 1976年3月 常務取締役 1982年3月 専務取締役 1989年6月 代表取締役専務 1991年6月 代表取締役副社長 1995年6月 代表取締役社長 2008年6月 代表取締役会長 2010年6月 代表取締役会長兼社長 2011年6月 代表取締役会長 2021年4月 取締役会長（現任）	840,200株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、取締役会長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、1973年2月から49年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	ふ け とし かず 福家利一 (1963年9月7日生)	1986年3月 当社入社 2007年4月 理事 営業推進部長 2008年4月 執行役員営業推進部長 2008年6月 取締役 営業本部長代理兼営業推進部長 2009年4月 営業本部長 2010年6月 常務取締役 2011年4月 営業統括 2011年6月 代表取締役社長 2015年4月 代表取締役社長兼営業本部長 2017年4月 代表取締役社長 2021年4月 代表取締役 社長執行役員（現任）	83,600株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役 社長執行役員、営業部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2008年6月から14年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	おかもとけんいち 岡本賢一 (1958年3月31日生)	1976年3月 当社入社 2007年4月 理事 東京支店長 2008年4月 執行役員東京支店長 2009年4月 執行役員東部ブロック長 2010年6月 取締役 2011年4月 中部ブロック長 2015年4月 常務取締役 2016年4月 東部ブロック長 2018年4月 東部ブロック長兼東部MEシステム部管掌 2019年4月 専務取締役 2021年4月 代表取締役 専務執行役員営業部門統括兼東部ブロック長兼中部ブロック担当(現任)	20,500株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、営業部門のブロック責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2010年6月から12年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
4	さん がわ あつ し 寒川睦志 (1963年1月28日生)	1985年3月 当社入社 2006年4月 名古屋支店長 2009年4月 執行役員中部ブロック長 2010年6月 取締役 2011年4月 営業本部長兼営業推進部長 2015年4月 西部ブロック長 2019年4月 常務取締役 2021年4月 取締役 常務執行役員管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) 岡崎機械株式会社取締役	52,300株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、営業部門のブロック責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2010年6月から12年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	ささき はじめ 佐々木 一 (1960年1月7日生)	1982年4月 当社入社 2009年4月 執行役員九州地区担当兼九州支店長 2015年4月 執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 2017年4月 執行役員営業本部長兼営業推進部長 2017年6月 取締役(現任) 2019年4月 営業本部長 2021年4月 上席執行役員西部ブロック長(現任)	5,900株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門の地域担当や営業推進担当の総括責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2017年6月から5年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
6	もり た じゅん じ 森田 淳二 (1960年3月16日生)	1982年4月 当社入社 2005年4月 F A制御部長 2006年4月 東部MEシステム部長 2008年4月 執行役員東部MEシステム部長 2011年4月 執行役員東部ブロック長 2013年4月 執行役員東部ブロック長兼東京支店長 2014年4月 執行役員東部ブロック首都圏担当兼東京支店長 2016年4月 執行役員西部MEシステム部長 2018年4月 執行役員西部MEシステム部長兼西部エンジニアリング部担当 2018年6月 取締役(現任) 2019年4月 西部MEシステム部長兼エンジニアリング部担当 2021年4月 上席執行役員営業推進本部長(現任)	14,200株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、営業部門のブロック責任者並びにMEシステム部責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。また、2018年6月から4年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）古田清和氏、川上勝氏及び寺嶋康子氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふるた きよかず 古田清和 (1955年6月24日生)	1984年10月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所入所 1988年3月 公認会計士登録 2000年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）社員 2006年3月 同監査法人脱退 2007年6月 当社監査役 2018年6月 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 甲南大学共通教育センター教授	7,800株
	<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として長年の業務経験による幅広い見識を有しており、これまでも社外役員の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。</p> <p>今後も監査等委員として、財務及び会計に関する専門的な知見を生かし、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと期待しており、同氏を引き続き監査等委員としての社外取締役候補者としております。</p>		
2	かわ かみ まさる 川上勝 (1969年1月7日生)	1998年2月 税理士登録 1998年9月 渡辺会計事務所入所 2002年7月 川上会計事務所開業 同事務所所長（現任） 2014年6月 当社監査役 2018年6月 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 川上会計事務所所長	4,100株
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士として長年の業務経験による幅広い見識を有しており、社外役員の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。</p> <p>今後も監査等委員として、会計及び税務に関する専門的な知見を生かし、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと期待しており、同氏を引き続き監査等委員としての社外取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	寺嶋康子 (1956年7月12日生)	1994年1月 オフィステラ(人財開発事業) 開業 同社代表(現任) 2009年10月 キャリアコンサルタント認定 2016年6月 当社取締役 2018年6月 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) オフィステラ 代表	1,800株
	<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、キャリアコンサルタントとして人財育成について精通し、各企業において社員教育の指導に努めるなど豊富な経験と知見を有しており、これまでも社外役員の立場で多角的視点での適切なアドバイスをいただいております。</p> <p>今後も監査等委員として、人財育成に関する専門的な知見を生かし、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと期待しており、同氏を引き続き監査等委員としての社外取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- (1) 古田清和氏の監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (2) 川上勝氏の監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 寺嶋康子氏の監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏が選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっており、古田清和、川上勝及び寺嶋康子の3氏が選任された場合は、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

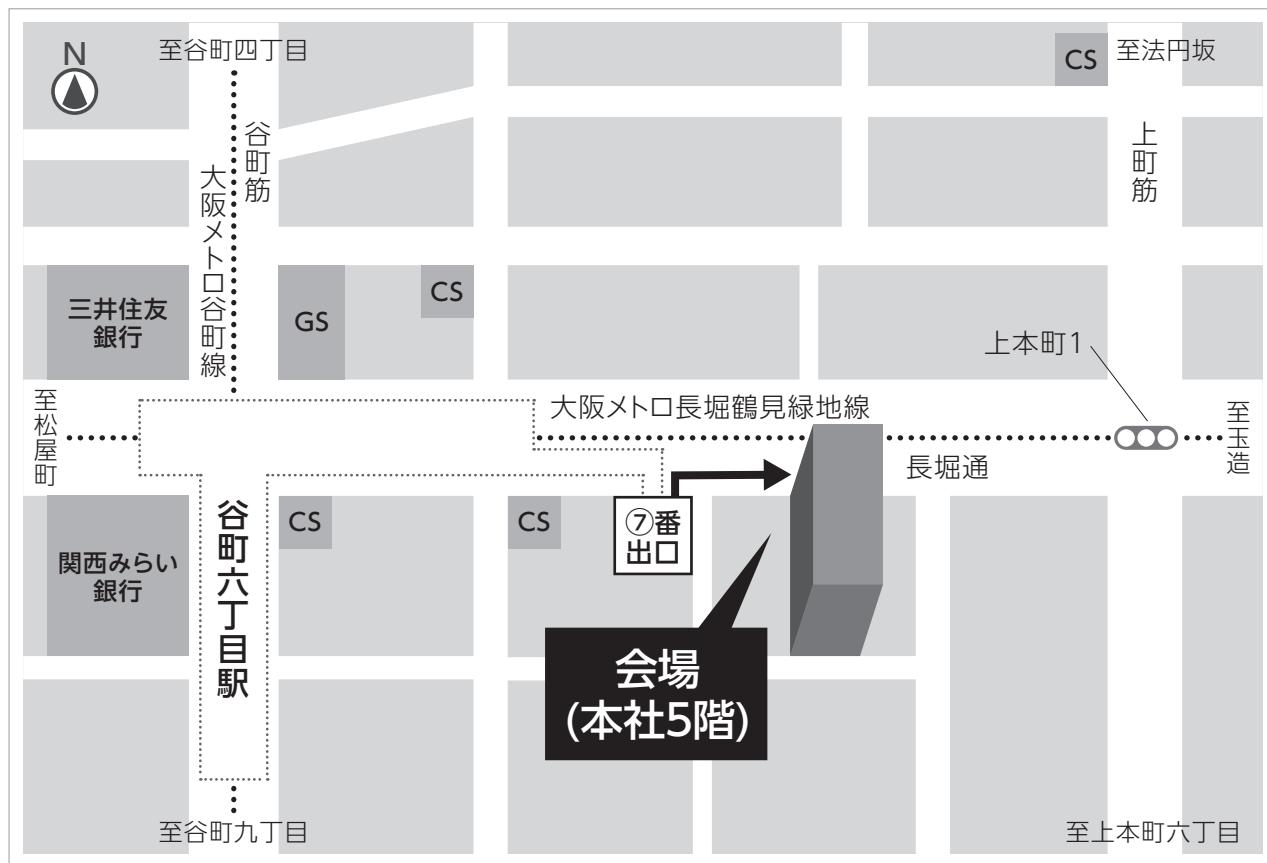
《ご参考》

第3号議案、第4号議案の承認を得られた場合の各取締役に期待する専門性と経験（スキル・マトリックス）は以下のとおりです。

氏名	性別	当社における地位・担当		企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	人財マネジメント	コンプライアンス・リスク管理
西木利彦	男性	取締役会長	—	○	○		○	
福家利一	男性	代表取締役社長執行役員	指名報酬委員	○	○		○	○
岡本賢一	男性	代表取締役専務執行役員	営業部門統括兼東部ブロック長兼中部ブロック担当	○	○			
寒川睦志	男性	取締役常務執行役員	管理本部長	○		○		○
佐々木一	男性	取締役上席執行役員	西部ブロック長		○			
森田淳二	男性	取締役上席執行役員	営業推進本部長		○			
檜垣泰雄	男性	取締役	常勤監査等委員			○		○
古田清和	男性	独立社外取締役	監査等委員 指名報酬委員			○		
川上勝	男性	独立社外取締役	監査等委員 指名報酬委員長			○		
寺嶋康子	女性	独立社外取締役	監査等委員				○	

株主総会会場ご案内図

大阪府中央区上本町西一丁目2番16号
当社5階会議室



(注) 「GS」…ガソリンスタンド 「CS」…コンビニエンスストア



大阪メトロ谷町線・長堀鶴見緑地線

谷町六丁目駅 ⑦番出口より右へ徒歩約 1 分



駐車場の準備はいたしていませんので、
お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。